

令和5年度三島町生活工芸アカデミー受講生（第6期生）募集概要

【三島町生活工芸アカデミーとは？】

三島町は、縄文より受け継いできた暮らしの知恵を用いて生活上必要な道具を自ら作り出すものづくり精神を後世に伝えていく「生活工芸運動」を展開し、奥会津編み組細工や会津桐の産地として振興しています。また、様々な社会状況の変化により、林業離れや過疎高齢化などの影響を大きく受け、後継者不足による産地存続や人口減少による精神文化の存続・継承が危ぶまれる状況が続いているのも現状です。その中で、平成29年度に「三島町生活工芸アカデミー」を開講しました。

「三島町生活工芸アカデミー」は、三島町に暮らしながら、町の生活文化、民俗行事、農林業などの農山村生活実践体験や、生業の一つとしての生活工芸技術を習得する生活工芸実践体験を通して、雪国奥会津の暮らしを体感し、ものづくりをしながら自活できる素養の一端を身に付け、生活工芸や伝統文化の継承、地域の活性化などの担い手を目指す一年間の講座です。

講座内容

- 農作業生活実践体験 ・農作業体験、郷土料理体験、町や地区の行事参加
- 生活工芸実践体験 ・座学…町の歴史、生活工芸運動などの講義
・実技…編み組細工（山ブドウ、ヒロロ、マタタビ）、木工、陶芸など

受講日など

原則、火曜日～土曜日の週5日間（午前9時～午後4時）※但し、内容により変更有
夏季休講（8月中旬）、冬季休講（年末年始）※いずれも20日程度

開講期間

令和5年4月23日～令和6年3月18日（予定）

受講料

- ◆ 受講料は無料となります。
- ◆ 講座に係る講師謝礼、材料代等の費用については町が負担します。
- ◆ 原則、町が用意した一軒家（アカデミー住宅）での共同生活となります。
※共同生活以外の形態をご希望の場合はご相談ください。
- ◆ 共同生活における光熱水費は町が負担します。
- ◆ 食費、その他の生活費（健康保険料、国民年金保険料）は各自負担となります。
- ◆ 貸与奨学金制度（月額5万円）を利用できます。 ※定住による返還免除規定あり。
- ◆ 受講生共同の軽自動車を利用できます。 ※ガソリン代は利用者負担。

その他

- ◆ 講座受講中及び日常生活にケガをした場合、その費用を保証する傷害保険に加入します。
- ◆ 共同生活では、個人部屋以外の居間・台所・浴室・トイレは共同利用となります。
- ◆ 住居では光回線（Wifi）が利用可能です。 ※住居ではdocomo・auのみ利用可能。

（※募集時点の内容となります。変更となる場合がございますのでご了承ください。）

《生活工芸伝承生制度》

三島町生活工芸アカデミー受講生として学んだ後、三島町での暮らしの中で自立しながら、生活工芸村構想の実現及び生活工芸運動の振興並びに生活工芸技術の伝承を目指すことを目的とした「三島町生活工芸伝承生」として2年間活動することができます。

【募集内容】

募集定員

3名程度

応募方法

「履歴書（写真貼付）及び応募動機を記入した「原稿用紙2枚（800字程度）」を下記の問い合わせ先に令和5年1月9日（月）まで下記の間合せ先まで郵送または直接持参してください。※封筒表面に朱書きで「R5アカデミー申込み」と記入してください。

応募資格

- ◆ 開校日時時点で満20歳以上の心身ともに健康な者。
- ◆ 雪国である三島町（山村地域）での生活及びものづくりに関心があり、受講生同士で共同生活ができる者。
- ◆ アカデミー受講期間中、町に住民登録ができる者。
- ◆ アカデミー受講期間中、新聞や雑誌、テレビの取材に応じることができる者。

選考方法

- (1) 一次選考（書類審査）を行い、合否結果を書面で1月中旬に通知します。
- (2) 二次選考（面接・1月下旬）を行い、合否結果を書面で2月上旬に通知します。

受付期間

- ◆ **令和4年12月1日（木）～令和5年1月9日（月）** ※郵送の場合**1月9日必着**

【申込・問合せ先】

三島町生活工芸館（〒969-7402 福島県大沼郡三島町大字名入字諏訪ノ上395）TEL:0241-48-5502
Mail:kougeikan@town.mishima.fukushima.jp HP: <http://www.okuaizu-amikumi.jp/>